

平30福個答申第6号
平成30年9月11日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健福祉局総務部国民健康保険課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章

個人情報の公益上の取扱いについて (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第10条第2項第6号の規定に基づき、平成30年8月16日付け保国第310号により諮問を受けました「国民健康保険レセプト点検自動化実証実験事業」の件につきましては、審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議会の結論

実施機関が、「国民健康保険レセプト点検自動化実証実験事業」を実施するにあたり、個人情報である診療報酬明細書(レセプト)データを当該事業提案者に提供することについては、レセプト点検の充実・強化及び国民健康保険の医療費適正化に寄与することから、公益上の必要性が認められるものと判断する。

なお、個人情報の中でも特に適正な取扱いを必要とする傷病名等の医療情報を提供することとなるため、情報の提供等にあたっては、レセプトデータの受渡し方法や作業環境、作業に用いるパソコン・ネットワークのセキュリティ対策、事業従事者の管理等、個人情報保護及び情報セキュリティの観点に留意した厳格な取扱いを徹底すること。

2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年8月16日	実施機関から諮問(諮問第131号)
平成30年8月24日(第58回個人情報保護審議会)	審議